

ピックアップ ニュース  
町のいまを  
わかりやすくお届け!

ページ ID を  
ご活用ください!

広報やずに掲載している情報は、町ホームページでより詳細な内容をご覧いただけます。ホームページの「検索」からページID検索窓に7桁の数字を入力すると、目的のページにジャンプします。

## 令和8年度 国民健康保険税率を改定します

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療を受けられるよう、加入者の皆さんが保険税を出し合い、お互いに支え合う制度です。

町では、物価高騰による住民生活への影響を考慮し、令和8年度の国民健康保険税率を次のとおり改定します。また、国の「子ども子育て支援制度」の創設（令和8年4月施行）に伴い、令和8年度から新たに「子ども子育て支援金分」が保険税に加算されることとなりました。

国民健康保険加入者の皆さんには新たな負担をお願いすることになりますが、子ども子育て世代を社会全体で支えるための制度ですので、ご理解とご協力をお願いします。

### ◆税率等の新旧対照表（年額）

区 分		改定前 (令和7年度)	改定後 (令和8年度)	増減
医療給付分	所得割（税率）	6.15%	6.04%	△ 0.11%
	均等割（1人当たり）	21,600円	22,000円	400円
	平等割（1世帯当たり）	17,200円	17,800円	600円
	賦課限度額 ※ 1	660,000円	670,000円	10,000円
後期高齢者 支援金分	所得割（税率）	2.27%	2.20%	△ 0.07%
	均等割（1人当たり）	7,800円	8,000円	200円
	平等割（1世帯当たり）	6,400円	6,800円	400円
	賦課限度額 ※ 1	260,000円	260,000円	0円
介護給付金分 (40～64歳)	所得割（税率）	1.83%	1.84%	0.01%
	均等割（1人当たり）	8,000円	7,800円	△ 200円
	平等割（1世帯当たり）	5,000円	4,800円	△ 200円
	賦課限度額 ※ 1	170,000円	170,000円	0円
子ども子育て 支援金分	所得割（税率）		0.30%	
	均等割（1人当たり）※ 2		1,000円	
	18歳以上割（18歳以上1人当たり）		100円	
	平等割（1世帯当たり）		1,000円	
賦課限度額 ※ 1		30,000円		

+

令和8年度より  
新設されます

※ 1 保険税算定の計算上の上限額で、この金額以上は賦課されません。

※ 2 こども（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者）については、均等割額が全額軽減されます。

### ◆軽減判定基準表の改定について

税制改正に伴い、保険税の軽減対象となる世帯の判定基準が変更されました。

	改正前	改正後
2割軽減	43万円+ (56万円×被保険者数) +10万円 × (給与所得者等の数-1) 以下	43万円+ (57万円×被保険者数) +10万円 × (給与所得者等の数-1) 以下
5割軽減	43万円+ (30万5千円×被保険者数) +10万円 × (給与所得者等の数-1) 以下	43万円+ (31万円×被保険者数) +10万円 × (給与所得者等の数-1) 以下
7割軽減	43万円+10万円× (給与所得者等の数-1) 以下	変更なし

問い合わせ 町民課 ☎ 76-0205

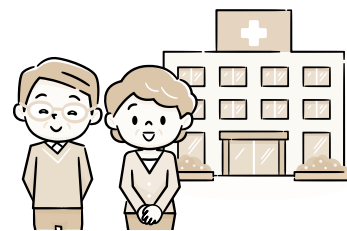
# 令和8年度 後期高齢者医療保険料について

後期高齢者医療制度は、高齢者の皆さんが安心して医療を受けられるよう、加入者の皆さんが保険料を負担し、社会全体で支え合う医療保険制度です。

保険料率（均等割額・所得割率）は、鳥取県後期高齢者医療広域連合が被保険者数や医療費の見込みなどをもとに算定し、2年ごとに見直しています。令和8年度の保険料率は次のとおりです。

また、令和8年度から「子ども・子育て支援金制度」が始まりました。この制度は、全世代と企業が支援金を負担し、子育て世帯への支援を充実させることで、子どもや子育て世代を社会全体で支える仕組みです。

令和8年度の保険料額は、普通徴収（納付書または口座振替）の方および併徴の方（普通徴収と特別徴収）は7月中旬に、特別徴収（年金天引き）のみの方は8月上旬に通知します。



## ◆保険料の決まり方

- ・保険料は毎年4月から翌年3月までの1年間分を計算します。
- ・年間保険料は、「医療分」と「子ども・子育て支援金分」（以下、「子ども分」という。）をそれぞれ計算し、その合計額となります。
- ・年度途中で加入・喪失した場合は月割で計算します。加入した月は対象となり、喪失した月は対象となりません。

## ◆前年度の保険料との比較

		令和7年度	令和8年度
均等割	医療分	52,138円	
	子ども分	令和8年度より創設	1,363円
所得割	医療分	10.64%	
	子ども分	令和8年度より創設	0.25%
賦課限度額	医療分	80万円	85万円
	子ども分	令和8年度より創設	2万1千円



## ◆所得が低い方の保険料軽減制度

世帯の所得に応じて、均等割額が軽減されます。軽減判定に用いる所得は、世帯主および世帯内の被保険者の所得の合計額です。なお、世帯主が被保険者でない場合も判定対象となります。

所得要件 (令和7年中の世帯主及び世帯の被保険者の総所得金額等の合計)	軽減の割合	区分	軽減後の均等割額 (円/年)
43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下	7割軽減(※)	医療分	14,598円/年
	7割軽減	子ども分	408円/年
43万円 + 31万円 × (被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下	5割軽減	医療分	26,069円/年
		子ども分	681円/年
43万円 + 57万円 × (被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下	2割軽減	医療分	41,710円/年
		子ども分	1,090円/年

※令和8・9年度に限り、低所得者の均等割額（医療分）について、従来の7割軽減からさらなる軽減（0.2割軽減）を行います。

### 問い合わせ

【制度に関すること】 鳥取県後期高齢者医療広域連合 ☎ 0858-32-1099  
 【保険料の納付に関すること】 税務課 ☎ 76-0204

# 介護保険施設利用時の食費・居住費の

## 軽減制度の基準が変わります

令和8年8月から、介護保険施設を利用する際の食費や居住費（滞在費）の軽減制度である「特定入所者介護サービス費」の基準額が改定されます。

この制度は、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護医療院や短期入所サービスを利用する低所得の方を対象に、食費や居住費（滞在費）の負担を軽減するものです。

軽減を受けるには申請が必要です。認定された方には「介護保険負担限度額認定証」が交付され、施設利用時に提示することで軽減が受けられます。なお、認定証の有効期限は、認定後最初に迎える7月31日までです。

### ◆認定を受けるための要件

次のすべての要件を満たす方が対象です。

- ①本人および同一世帯の方全員が町民税非課税であること
- ②配偶者（別世帯の配偶者を含む）が町民税非課税であること
- ③預貯金等の合計額が、下表の基準額以下であること



### ◆令和8年8月以降の食費・居住費（滞在費）の負担限度額（日額）

利用者負担段階	対象者		居住費（滞在費）						食費 (短期入所)
			ユニット型		従来型個室		多床室		
	所得区分	預貯金等基準	個室	個室的多床室	特養等	老健・医療院等	特養等	老健・医療院等 【室料を徴収する場合】	
第1段階	生活保護を受給している方	要件なし							300円 (300円)
	町民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給している方	単身1,000万円 (夫婦2,000万円) 以下	880円	550円	380円	550円	0円	0円 【0円】	
第2段階	町民税非課税世帯の方のうち、課税年金収入額+非課税年金収入額※+その他の合計所得金額が <b>82万6,500円</b> 以下である方。	単身650万円 (夫婦1,650万円) 以下	880円	550円	480円	550円	430円	430円 【430円】	390円 (600円)
第3段階 ①	町民税非課税世帯の方のうち、課税年金収入額+非課税年金収入額※+その他の合計所得金額が <b>82万6,500円</b> 超120万円以下である方	単身550万円 (夫婦1,550万円) 以下	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円	430円 【430円】	680円 (1,030円)
第3段階 ②	町民税非課税世帯の方のうち、課税年金収入額+非課税年金収入額※+その他の合計所得金額が120万円超である方	単身500万円 (夫婦1,500万円) 以下	1,470円	1,470円	980円	1,470円	530円	430円 【530円】	1,420円 (1,360円)

※非課税年金収入とは、遺族年金（寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含む）や障害年金などをいいます。なお、弔慰金や各種給付金は含まれません。

問い合わせ 保健課 ☎ 72-3555

# ごみ収集車で火災が発生しました！

## ごみ分別の徹底をお願いします！

5月12日、小型破碎ごみの収集中に、ごみ収集車で火災が発生しました。

全国的にも、リチウムイオン電池やモバイルバッテリーなどの小型充電式電池が原因とみられる火災が発生しています。これらが誤って他のごみに混入すると、収集や処理の過程で発火し、ごみ収集車等の火災につながる恐れがあります。

火災が発生すると、ごみの収集業務等に大きな影響が生じます。安全な収集・処理のため、適正なごみの分別にご協力をお願いします。



ごみ収集車の火災発生の様子

**問い合わせ** 町民課 ☎ 76-0205  
**ページID** 0017198

### ◆主な乾電池等の分別区分

品 目		分別区分
小型充電式電池（リチウムイオン電池等）		乾電池類
乾電池、ボタン（コイン）電池		乾電池類
小型充電式電池使用機器（モバイルバッテリー、電子たばこ、スマートフォンなど）		有害ごみ
電池製品（時計、おもちゃ、懐中電灯等）	※電池の取り外しが できる物	製品本体→小型破碎ごみ 電池→乾電池類
	※電池の取り外しが できない物	有害ごみ（※製品本体（電池を含む） をそのまま出してください。）
カセットボンベ、スプレー缶、ライター		有害ごみ（※必ず、中身を空にして出 してください。）

※電池は、両極にテープなどを貼って、絶縁処理をお願いします。

# 町立保育所の園庭を開放しています！

町では、子育て支援の一環として、町立保育所3施設の園庭（広場や遊具など）を児童の遊び場として開放しています。保育所に通っていないお子さんも利用できますので、ぜひご利用ください。

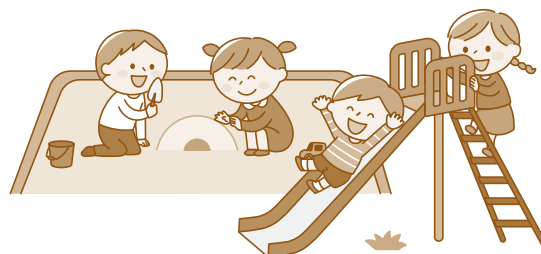
**利用対象** 児童とその保護者 ※必ず保護者同伴でご利用ください。

**開放日時** 毎週土曜日（祝日・年末年始を除く）午後1時～5時  
 ※保育所の行事などにより利用できない場合があります。

**実施施設** 郡家東保育所、船岡保育所、八東保育所

**利用方法** 利用日当日に各保育所で申込みをしてください。  
 事前予約は不要です。  
 利用方法などの詳細は町ホームページをご確認ください。

**問い合わせ** 町民課 ☎ 76-0205  
**ページID** 0017192



# 人事異動のお知らせ

6月1日付で人事異動を行いました。異動内容は次のとおりです。

新 任	氏 名	前 任
課 長 級		
学校教育課 次長兼学校教育課 課長	田 中 義 之	社会教育課 課長
社会教育課 課長	中 浦 弘 隆	学校給食共同調理場 所長
学校給食共同調理場 所長	田 中 聡	社会教育課 主幹

退 職（令和8年5月31日付）		
学校教育課 次長兼学校教育課 課長	野 田 大 和	
企画課地域戦略室 室長	玉 野 俊 雅	鳥取県へ